

県立広島大学同窓会基金規程

(基金の設置)

第1条 県立広島大学同窓会（以下、同窓会）に、同窓会会則第18条の規定に基づき県立広島大学同窓会基金（以下、基金）を設置する。

(基金の目的)

第2条 基金は、同窓会の恒久的運営のための財政基盤の強化と社会貢献のために必要な事業を行うことを目的とする。

(基金の原資)

第3条 基金は、この基金の目的に賛同する個人または団体からの寄付金品、その他をもって原資とする。

2 前項に定めるもののほか、その会計年度における入会金収入総額の100分の3に相当する額を基金の原資とすることができる。

(基金の管理・運営)

第4条 基金は、安全かつ有利な運用を図るものとし、同窓会理事会（以下、理事会）が管理・運営する。

2 基金は、基金会計として会計報告する。

3 この基金の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業の資金)

第5条 事業に要する資金は、基金の原資及び基金の原資から生じる果実をもって充てる。

(基金の事業)

第6条 基金の事業とは次の事業をいう。

(1) 社会貢献事業に対する助成

(2) その他、目的の達成に必要と認められる事項に対する助成

(事業の実施)

第7条 前条に掲げる事業については、理事会を経て実施されるものとする。

(本規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は理事会を経て総会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成23年6月12日に制定し、平成24年4月1日より施行する。